

当法人の東側擁壁の景観について

令和7年8月末に地域の方より、「バス道路に面した当法人の敷地の擁壁が葛(くず)で景観が悪い、道路脇の雑草が通行に妨げになる。」とお電話をいただきました。

すぐに確認を行い、9月1日作業開始、9月9日に除草作業を終えました。当法人東側の斜面につきましては、「当法人」・「大分市」・「昭和井路」の3者が土地の所有者になっており、今回道路にはみ出た雑草につきましては、道路と水路の間の大分市の土地からの雑草で、大分市に草刈の許可をいただいた後に除草いたしました。

例年、施設周辺の除草には留意しておりますが、東側斜面の作業は擁壁上の足場の悪い高所で、特に今年は猛暑であることから涼しくなるまで作業を見送っておりました。また、バス道路は車輛の通行量も多く法人の所有地では無い為、景観よりも作業する職員の安全を優先しておりました。

当法人として、今後も景観には注意いたしますが、もし、お気づきになられた方がいらっしゃいましたら、是非ともボランティアで除草作業をお手伝いしていただけると助かります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和7年10月30日

社会福祉法人 長久会

理事長 那賀 圭介